

改正

平成一九年七月四日三重県条例第五三号

平成二六年三月二七日三重県条例第四五号

平成二七年三月二七日三重県条例第一号

平成三一年三月一八日三重県条例第二六号

令和二年六月三〇日三重県条例第四九号

三重県環境学習情報センター条例をここに公布する。

三重県環境学習情報センター条例

(設置)

第一条 県民の環境の保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に寄与するため、三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）を四日市市に設置する。

(事業)

第二条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- 一 環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと。
- 二 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと。
- 三 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 四 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第一百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者

の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十九条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、知事がセンターの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第七条 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

- 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (指定等の告示)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
 - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 三 第十九条第二項の規定により利用料金を承認したとき。
- (協定の締結)

第九条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 センターの管理に関する事項
 - 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
 - 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十九条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項
(業務状況の聴取等)

第十一条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第十二条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表第一に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第二十条から第二十二条まで及び別表第一の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十条から第二十二条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(開館時間)

第十三条 センターの開館時間は、午前九時から午後四時までとする。

2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間及び利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十四条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日及び土曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にかかる場合を除く。）

二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

(利用の許可)

第十五条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないこと

ができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十八条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第十六条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者等に対する指示）

第十七条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十四条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

四 暴力団の利益になると認められるとき。

五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

六 公益上必要があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第十九条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第一に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合にお

いて、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第二十条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第二十一条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十二条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十三条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十四条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条並びに第八条第一号、第四号及び第五号の規定は、平成十一年八月十一日から施行する。

附 則 (平成十九年七月四日三重県条例第五十三号)

(施行期日)

1 この条例は平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施

行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の三重県環境学習情報センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県環境学習情報センター条例（次項及び附則第五項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、新条例第三条第二項中「副知事」とあるのは、「副知事、出納長」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第四十五号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県環境学習情報センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十九条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県環境学習情報センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定

は、なおその効力を有する。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第二十六号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県環境学習情報センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十九条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県環境学習情報センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（令和二年六月三十日三重県条例第四十九号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第十二条、第十九条関係）

区分			金額（円）		
			午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで
研修室	営利又は宣伝 を目的とする 催物の場合	全部使用	九、一一〇	一〇、九三〇	一〇、九三〇
		三分の二使用	六、〇七〇	七、二九〇	七、二九〇
		三分の一使用	三、〇三〇	三、六四〇	三、六四〇
	その他の場合	全部使用	四、五五〇	五、四六〇	五、四六〇
		三分の二使用	三、〇三〇	三、六四〇	三、六四〇
		三分の一使用	一、五一〇	一、八二〇	一、八二〇
分析実習室	営利又は宣伝を目的とする催物 の場合		五、九七〇	七、一六〇	七、一六〇
	その他の場合		二、九八〇	三、五八〇	三、五八〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間一時間（一時間未満のときは、一時間とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となつて

いる利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 二、〇九〇円

別表第二（第十三条関係）

区分	利用時間
研修室	午前九時から午後九時まで
分析実習室	午前九時から午後九時まで